

別添

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">2 装具</p> <p style="margin-left: 40px;">（1） <u>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準</u>（平成18年厚生労働省告示第528号。以下、「補装具告示」という。）の<u>別表の1の（3）及び（4）に定める</u>ものに限られるものであること。</p> <p style="margin-left: 40px;">（2）（略）</p> <p style="margin-left: 40px;">（3）（略）</p>	<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 （略）</p> <p style="margin-left: 20px;">2 装具</p> <p style="margin-left: 40px;">（1） <u>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</u>（平成18年厚生労働省告示第528号。以下、「補装具告示」という。）の<u>別表の1の（3）の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作される</u>ものに限られるものであること。</p> <p style="margin-left: 40px;">（2）（略）</p> <p style="margin-left: 40px;">（3）（略）</p>

改正後	現行
<p>3 <u>姿勢保持装置</u> 機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した<u>座位、立位、臥位等の保持</u>を可能にする機能を有するものであること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 補聴器 補装具告示の<u>別表の1の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 歩行器 <u>補装具告示の別表の1の(8)のその他の表の歩行器の項に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>3 <u>座位保持装置</u> 機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した<u>座位姿勢の保持</u>を可能にする機能を有するものであること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 補聴器 補装具告示の<u>別表の1の(5)の補聴器の項の基本構造欄に掲げる構造を有するものに限られること。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 歩行器</p> <p><u>(1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであって、4脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。</u></p> <p><u>(2) 車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。</u></p> <p><u>イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあつては、次に掲げる条件の全てを満たすものであること。</u></p> <p><u>(イ) ハンドグリップ部分(ハンドグリップに連結するフレーム類を含む。)の長さ(ハンドグリップ部分の径の中心点の位置で水平に</u></p>

改正後	現 行
<p>(削る)</p>	<p><u>測った長さ</u>)は、<u>15cm以上であること。</u></p> <p><u>(ロ) ハンドグリップ部分の左右の幅(間隔)は、</u> <u>ハンドグリップ部分のあらゆる部位から</u> <u>37cm以上(内寸法)であること。ただし、3</u> <u>輪のものにあつては、ハンドグリップの後部</u> <u>上端から前方15cmの部位において37cm以上</u> <u>(内寸法)であること。</u></p> <p><u>(ハ) (イ)及び(ロ)に規定する寸法(15cm及</u> <u>び37cm)で囲まれた面から鉛直下方向に一切</u> <u>の構造物がないこと。(歩行時に構造物を折</u> <u>り畳む等により可能となる場合は、これに含</u> <u>まれる。)</u></p> <p><u>ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等</u> <u>を有するものにあつては、これらフレームや台等</u> <u>が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込</u> <u>むものであつて、その奥行きは20cm以上(内寸法)</u> <u>であること。</u></p> <p><u>ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が</u> <u>路面等と接する各支持点を結んでつくられる面</u> <u>内にあること。</u></p> <p><u>ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるよう</u> <u>な左右の車輪や構造物を連結するフレーム等が</u> <u>ないこと。</u></p> <p><u>(3) 「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるための</u> <u>フレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は</u> <u>後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し」と</u></p>

改正後	現 行
<p>13～36 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(1) 断端袋の交換</u></p> <p><u>(2) 視覚障害者安全つえのマグネット付き石突交換</u></p> <p><u>(3) 眼鏡の枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)、レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)</u></p> <p><u>(4) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換</u></p> <p><u>(5) 車椅子のクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー、リフレクタの交換(オーダーメイドで製作されたものを除く。)</u></p>	<p><u>は、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、手で握る又は肘を乗せる機能を有していない場合は、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。</u></p> <p>13～36 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 視覚障害者安全つえのマグネット付き石突交換(新設)</u></p> <p><u>(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換</u></p> <p><u>(3) 車椅子のクッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(6)</u> 電動車椅子の<u>延長スイッチ交換、バッテリー交換(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池)</u>、外部充電器交換、<u>ジョイスティックノブの交換、スイッチゴム交換</u></p> <p><u>(7)</u> 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換</p> <p>3 支給等の対象とならないものについても、2(1)から<u>(7)</u>に準じた取扱いになるので留意すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p><u>交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー及びレディメイド)交換、リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換</u></p> <p><u>(4)</u> 電動車椅子の<u>枕(オーダー及びレディメイド)交換、バッテリー(マイコン内蔵型に係るものを含む。)交換、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ)部品交換及びテーブル交換</u></p> <p><u>(5)</u> 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換</p> <p>3 支給等の対象とならないものについても、2(1)から<u>(5)</u>に準じた取扱いになるので留意すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p>